

4. 大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や採用候補者名簿登載期間の延長など、特例的な措置を講じている県市 57 県市(前年度 52 県市)

(内訳)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ○ 次年度以降の採用選考試験における一部試験免除 | 3 県市(前年度同) |
| ○ 次年度以降の採用選考試験における特別選考 | 4 県市(前年度 5 県市) |
| ○ 採用候補者名簿登載期間の延長 | 44 県市(前年度同) |
| ○ その他の特例 | 8 県市(前年度調査なし) |

1 大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学者・進学者に対する特例								
参照 ページ	特例の 有無	次年度以降の 採用選考試験 における一部 試験免除	次年度以降の 採用選考 試験における 特別の選考	採用候補者 名簿の登載 期間の延長・ 採用の延期	延長・延期期間(年)		その他 の特例	対象となる大学院
		304 ページ	306 ページ	308 ページ	受験年度に大 学院在学中	翌年度から大 学院に進学	322 ページ	
		1 北海道	○			○		
2 青森県								
3 岩手県	○*			○*	1	2		国内の大学院
4 宮城県	○			○	1	2		国内の大学院
5 秋田県	○			○	1			国内及び海外の大学院
6 山形県								
7 福島県								
8 茨城県	○			○	1	2		国内の大学院
9 栃木県	○			*			○	[在学者]国内全ての大学院 [進学者]教職大学院のみ
10 群馬県	○			○	1	2		国内の大学院
11 埼玉県	○			○	1	2		国内の大学院
12 千葉県	○			*			○	専修免許状取得可能な大学院
13 東京都	○			○	1	2		教職大学院
14 神奈川県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
15 新潟県	○	○						国内の大学院
16 富山県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
17 石川県	○			○	1			国内の大学院
18 福井県	○		○					専修免許状取得可能な大学院
19 山梨県	○			○	1	2		教職大学院
20 長野県	○*			○*	1	2		国内の大学院
21 岐阜県	○			○	1	1		国内及び海外の大学院
22 静岡県	○			○	1	2		国内の大学院
23 愛知県	○		○					国内の大学院
24 三重県	○			○	1			国内の大学院
25 滋賀県	○			○	1	2		専修免許状取得可能な大学院
26 京都府	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
27 大阪府	○		○					国内の大学院
28 兵庫県	○			○	1	2		国内の大学院
29 奈良県	*			*				
30 和歌山県	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
31 鳥取県	○*						○*	国内の大学院
32 島根県	○			○	1	2		国内の大学院
33 岡山県	○			○	1		○	[登載延長]国内の大学院 [その他]教職大学院
34 広島県	○			○	1	1		国内及び海外の大学院
35 山口県	○			○	1	2		国内の大学院
36 徳島県	○			○	1	2		国内の大学院
37 香川県	○			*			○	国内の大学院
38 愛媛県	○			○	1			国内の大学院
39 高知県	○			○	1	2		国内の大学院
40 福岡県	○			○	1			国内及び海外の大学院
41 佐賀県	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
42 長崎県	○			○	1	1		教職大学院
43 熊本県	○*			○*	1	2		国内の大学院
44 大分県	○			○	1	2		国内及び海外の大学院
45 宮崎県	○			○	1	2		国内の大学院
46 鹿児島県								
47 沖縄県								

		大学院在学者・進学者に対する特例						対象となる大学院
参照 ページ	特例の 有無	次年度以降の 採用選考試験 における一部 試験免除	次年度以降 の採用選考 試験における 特別の選考	採用候補者 名簿の登載 期間の延長・ 採用の延期	延長・延期期間(年)		その他 の特例	
		304 ページ	306 ページ	308 ページ	受験年度に大 学院在学中	翌年度から大 学院に進学	322 ページ	
48	札幌市	○		○		1		国内及び海外の大学院
49	仙台市	○		○	1	2		国内の大学院
50	さいたま市	○		○	1	2		国内の大学院
51	千葉市	○		*			○*	専修免許状取得可能な大学院
52	横浜市	○*		○*	1	2		国内の大学院
53	川崎市	○		○	2	2		国内の大学院
54	相模原市	○		○	1	2		[進学]専修免許状取得可 能な教職大学院 [修学継続]教職大学院及 び大学院
55	新潟市	○	○					国内の大学院
56	静岡市							
57	浜松市							
58	名古屋市	○	○					国内の大学院
59	京都市	○		○	1	2		国内の大学院
60	大阪市							
61	堺市	○	○					国内の大学院
62	神戸市	○*		○*	2	2		国内の大学院
63	岡山市	○		○	1		○	[登載延長]国内の大学院 [その他]教職大学院
64	広島市	○		○	1	1		国内及び海外の大学院
65	北九州市							
66	福岡市	○		*			○*	教職大学院
67	熊本市	○*		○*	1			国内の大学院
68	豊能地区	*	*					
合計		57 (52)	3 (3)	4 (5)	44 (44)		8 —	

(注) *は前年度から変更のあった県市を表す。また、()内は前年度の数値である。

(1)次年度以降の採用選考試験における一部試験免除

(注)平成28年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(新潟県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小・中・高・養・栄		特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から		
資格要件	第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程(博士(前期)課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。)(以下「修士課程」という。)進学を理由に採用を辞退する者で、「大学院進学者名簿」(以下「進学者名簿」という。)への登録を希望する者。							
特例の内容	辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限り、最少修了年限の年の第1次検査を免除する。修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除する。なお、第1次検査の免除は、1回限りとし、最少終了年限で修了できなかった場合には、第2次検査に合格していても、合格を取り消す。							
(補足事項)	・修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除する。 ・当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

(新潟市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小・中・特別支援学校		特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から		
資格要件	採用検査の合格者であって、国内の大学院修士課程(博士課程及び教職員大学を含む)進学を理由に採用を辞退する人							
特例の内容	最小修了年限の第1次検査の全て及び第2次検査の実技検査の免除							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

(名古屋市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校	特例を設けた年度	平成 25 年度採用選考から					
資格要件	大学院での修学を理由に、「平成26年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員の区分での「合格」を辞退し、次の要件をすべて満たす人 ・平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了見込であること ・平成28年3月31日までに「平成26年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した区分・教科の専修免許状を取得もしくは取得見込みであること。 ・「平成26年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した選考区分・教科に出願すること。							
特例の内容	選考試験を2次の個人面接のみで実施。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数		3					3
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	2						2

(2)次年度以降の採用選考試験における特別の選考

(注)平成28年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(福井県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状取得可能大学院					
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	一般選考の受験資格を満たし、次の①及び②のいずれかに該当する者で、大学院修了時に専修免許状を取得見込みの者。 1. 平成28年度教員採用選考試験における採用内定者であって、大学院進学を条件に採用内定を辞退した者。(大学4年生) 2. 平成28年度教員採用選考試験において、「平成29年度特別選考受験を認める」旨の通知を受けた者。(大学院1年生)							
特例の内容	・個人面接 ・適性検査 ・レポート により選考する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数		3	4				7
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	1	3	3				7
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							未定

(愛知県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	次のア又はイ又はウの要件を満たすことができる人 ア「平成25年度(24年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の1.及び2.の要件を共に満たし、「平成25年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。 1. 平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。 2. 平成28年4月1日までに、平成25年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。 イ「平成26年度(25年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学又は在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の1.及び2.の要件を共に満たし、「平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。 1. 平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。 2. 平成28年4月1日までに、平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。 ウ「平成27年度(26年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の1.及び2.の要件を共に満たし、「平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。 1. 平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了又は修了見込みであること。 2. 平成28年4月1日までに、平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。							
特例の内容	上記の「資格要件」を満たす場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有するものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	14	11	9	0	0	0	34
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	16	2	9	0	0	0	27
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	8	1	7	1	0	0	17

(大阪府)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	次の1～3の全てを満たす者 1. H28テスト第2次選考で合格した校種教科(科目)等の専修免許状を取得できる大学院修士課程等に平成28年度に進(在)学することを理由に教員採用を辞退した上で、平成29年度中に大学院修士課程等を修了すること。 ※1年で同課程等を修了する場合は、平成28年度中に同課程等を修了すること。 2. 1.の採用辞退の時点で、2年で同課程等を推移する場合はH30テストの選考を、1年で同課程等を修了する場合は、H29テストの選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。 3. H28テスト第2次選考に合格した校種教科(科目)等において、同課程等修了時までH28テスト受験案内記載の「出願に必要な免許状」の専修免許状を取得できる見込みがあること。 ※複数の免許要件を課した募集校種教科(科目)等の場合は、H28テスト受験案内に記載の「出願に必要な免許状」のいずれかの免許状について専修免許状を取得できる見込みがあること。							
特例の内容								
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	4	9	9	2		1	25
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	4	5	27	1			37
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

(堺市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	選考に合格した校種等(教科)に限る	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	次の1～2のいずれも満たす人 1. 選考に合格し、合格した校種等(教科)の専修免許状が取得できる大学院修士課程に平成28年度に進学することを理由に教員採用を辞退したうえで、平成29年度中に同課程を修了すること。 ※1年で同課程等を修了する場合は、平成28年度中に同課程等を修了すること。 2. 1.の採用辞退の時点で、2年で同課程等を修了する場合は、平成30年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。 ※1年で同課程等を修了する場合は、平成29年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。 3. 教員採用選考試験に合格した校種等(教科)において、大学院修士課程修了時まで専修免許状(受験案内P.3『1. 募集する校種等(教科)及び採用予定数』に記載する「出願に必要な免許状等」に係るもの)を取得できる見込みがあること。							
特例の内容	面接試験のみ							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	4	3					7
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	1	2					3
	平成28年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

(3)採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期

(注)平成28年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(北海道・札幌市)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿に登録となった者で、国内及び国外にある大学院へ進学する場合							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		1	年	
特例の内容	本人の申出により登録期間を1年間延長							
(補足事項)	平成27年度採用から対象となる大学院を北海道内の教職大学院から国内外の大学院に拡大している。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	1				3
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	4	6	5				15
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岩手県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考の結果「合格」となった者のうち、国内の大学院前期課程(通信制課程は除く)に進学する予定又は在籍中の者で、大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得見込みの者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	最大2年間名簿登載期間を延長する。							
(補足事項)	延長期間内に専修免許状を取得できなかった場合には名簿登載を取り消す。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(宮城県・仙台市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	大学院修士課程1年在籍者は、平成29年度採用候補者名簿に登載する。大学院進学予定者は、平成30年度採用候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	2				5
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(秋田県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成 27 年度採用選考から					
資格要件	大学院在学中(修士課程1年)の合格者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	平成29年度秋田県公立学校教諭等採用候補者として採用を延期することができる。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数		1	2				3

(茨城県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考で採用する全校種・職種・教科・科目	特例を設けた年度	平成 25 年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿登載者のうち、次のア～ウの要件を全て満たす者。 ア:合格区分・教科ごとの普通免許状を有する者又は平成27年3月31日までに取得見込みの者。 イ:大学院修了までに合格区分・教科又は職の専修免許状を取得すること。 ウ:指定された期日までに本人が県教委に名簿登載の猶予を申請し許可を受けた者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	大学院修士課程1年に在籍する者は平成29年4月1日に名簿登載し、平成28年4月1日から進学する者は平成30年4月1日に名簿登載する。							
(補足事項)	いずれの場合も名簿登載の有効期間は、名簿登載の日から1年間とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	13	8	3	0	0	30
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	5	11	15	4	2	0	37
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(群馬県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教員	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	第2次選考試験に合格した人で、国内の大学院に進学する人、又は国内の大学院に在学中の人 大学院修了時に専修免許状を取得すること							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	採用期間を延長できる							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	7	10	9	2			28
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2	17	9				28
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(埼玉県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小、中、高、特別支援、養護、栄養	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる国内の大学院修士課程に平成27年度進学した者、若しくは平成27年12月末日までに平成28年度進学することが決定している者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者： 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者： 2 年							
特例の内容	平成27年度大学院に進学した者は1年間、平成28年度進学する者は2年間、採用候補者名簿への登載を猶予する。							
(補足事項)	ただし、猶予期間終了までに大学院修士課程を修了しなかった場合又は採用選考試験で合格した志願区分・教科(科目)の専修免許状を取得できなかった場合は名簿登載しない。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	5	7	22	0	1	0	35
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	7	16	0	0	0	24
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(東京都)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成 20 年度採用選考から					
資格要件	教職大学院への進学を希望する者で受験校種教科の専修免許状取得のために進学する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者： 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者： 2 年							
特例の内容	名簿登載期間の延長							
(補足事項)	23年度採用選考から東京都と連携する教職大学院以外の教職大学院まで範囲を広げた。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							13
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							15
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(神奈川県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状取得可能な大学院					
対象となる校種・教科	全校種等・教科	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	採用期日延長の主な条件は、次のとおり ア 延長期間の上限は、大学院への進学者は2年間、大学院の修学継続者は1年間 イ 受験校種等・教科に関する教員免許状を平成28年3月31日までに取得していること ウ 大学院への進学又は修学継続により、受験校種等・教科に関する教員専修免許状を取得すること							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者： 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者： 2 年							
特例の内容	採用候補者名簿登載者が、大学院への進学(下記※の条件あり)のため又は大学院在学者が修学継続のため、平成28年4月の採用を辞退し、大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人が神奈川県教育委員会にその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り採用期日を延長できるものとします。							
(補足事項)	進学のために採用期日が延長可能な大学院:教職大学院又は文部科学省令大学院設置基準に基づく専門分野が「教育学・保育学関係」の専攻の通学制大学院							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2		8				10
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	3	3			11
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(富山県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状取得可能な大学院					
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	受検種目・受検教科(科目)の教諭普通免許状を所有するか、平成28年3月31日までに取得見込みであり、次の1.、2.のいずれかに該当する者。 1. 平成27年12月31日までに大学院への進学が決まっている者で、受検種目・受検教科(科目)の専修免許状を平成30年3月31日までに取得できる者。 2. 平成27年度に大学院修学中の者で、受検種目・受検教科(科目)の専修免許状を平成29年3月31日までに取得できる者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	大学院進学希望者又は大学院修学継続希望者で任用候補者名簿に登載された者が、大学院での修学を希望する場合、専修免許状の取得を条件に、任用候補者名簿登載期間を延長する。その延長期間は、平成27年度に大学院で修学中の者は1年間、平成28年度に大学院に進学する者は2年間とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	4	10					14
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	5	8					13
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(石川県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校及び高等学校・全教科	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	平成27年度大学院修士課程在学1年目又は教職大学院専門職学位課程在学1年目の者が、大学院修了後の採用を希望し、下記の1.から4.を全て満たす場合 1. 志願書の「大学院修学継続による採用延期希望」の欄に○印をつけ、志願時に採用延期希望の意思表示をしていること。 2. 採用候補者としての結果通知に同封する「大学院修学継続による採用延期願」と、大学院の「在学証明書」を提出すること。 3. 受験した受験区分・教科(分野)の教育職員免許状を平成28年3月31日までに取得すること。 4. 受験した受験区分・教科(分野)の教育職員専修免許状を平成29年3月31日までに取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:			年
特例の内容	採用候補者名簿への登載期間を平成29年4月1日まで延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数		1	1				2
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数		5	中に含む				5

(山梨県)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	平成28年度採用山梨県公立学校教員採用候補者名簿に登載された方で、1.平成28年度教職大学院の修学を継続される方、又は2.平成28年度教職大学院へ進学をされる方							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	本人が申出を行い許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できる。申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用に当たっては教職大学院を修了し、合格した志願区分の校種・教科の専修免許状が取得できることを条件とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岐阜県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各教諭	特例を設けた年度	平成 23 年度採用選考から					
資格要件	第2次選考試験に合格し名簿登載された者で、大学院に進学する者や大学院在学中の者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			1 年					
特例の内容	名簿登載期間を1年間延長して採用する。大学院に進学する者については、更に1年間の再延長も可能。ただし、大学院を修了した場合のみ採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	6	7				19
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	10	8	10	1			29
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(長野県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成 28 年度採用選考から					
資格要件	本年度の採用選考の合格者で、大学院修士課程(博士前期課程及び教職大学院を含む)に在学している者又は来年度進学することが決定している者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2 年					
特例の内容	大学院に在学している者は1年間、来年度大学院に進学する者は2年間、採用を猶予する。							
(補足事項)	猶予期間のうちに大学院修士課程を修了することとする。小学校、中学校、特別支援学校の採用猶予者は、大学院在学中に受験校種(教科)の専修免許状を取得することを条件とする。別途定める方法により、平成27年11月30日(月)までに申出が必要。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(静岡県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科科目、養護教員	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	大学院修士課程に在籍する者は該当校種・教科の免許を取得済み、大学院修士課程へ進学予定の者については当該校種・教科の免許取得見込みである。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2 年					
特例の内容	名簿登載期間を延長する。							
(補足事項)	大学院修士課程へ進学予定者に対する特例については、平成24年度より教職大学院への進学予定者を対象として実施。本年度より、国内の大学院を全て対象とした。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	1	4				11
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	6	2	5	1			14
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(三重県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成23年度採用選考から					
資格要件	大学院在学中かつ第2次選考試験合格							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			年					
特例の内容	第2次選考試験に合格した人が大学院在学中で、課程修了を目的とした修学継続のため修了後の採用を希望する場合は、本人の申出により採用期日の範囲内で採用を留保します。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	3				6
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	3	2					5
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	4				12

(滋賀県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状を取得できる大学院					
対象となる校種・教科	小・中・高・特支・養教・栄教	特例を設けた年度	平成26年度採用選考から					
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・専修免許状を取得できる大学院修士課程に平成28年度の進学が決定している者の特例は、平成27年度末に大学等の卒業見込みの者に限る。 ・延期期間終了までに大学院修士課程を修了し、専修免許状を取得すること。 							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2年					
特例の内容	最大2年間(平成27年度に大学院に進学した者は1年間、平成28年度に進学する者は2年間)、採用を延期する。							
(補足事項)	大学からの推薦を受けた者及びスポーツ特別選考対象者については、この特例の適用対象外とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	3	4			12
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	4				9
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(京都府)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科(科目)	特例を設けた年度	平成21年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿登載者で、合格した校種・教科(科目)の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する者又は在籍している者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
			2年					
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、専修免許状取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	5	3	6	1	0	0	15
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	6	2	1	0	0	0	9
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(兵庫県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 22 年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程及び教職修士課程に今年度進学した者もしくは来年度進学する者であって、修士課程修了を希望する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	最大2年間、採用を猶予							
(補足事項)	※平成28年度採用選考において特例を受けた人数:1次試験合格者数のうち特例を希望する者							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	29	9	15	1	1	1	56
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	39	23	31	1	1	0	95
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	19	11	24	1	0	0	55

(和歌山県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成 23 年度採用選考から					
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程に、平成27年度に在学中の人、平成28年度に進学する人。平成28年度検査に合格後、平成27年12月28日までに採用の猶予を申し出ること。猶予期間終了までに大学院修士課程等を修了すること。猶予期間終了までに、平成28年度検査で合格した校種・教科の専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	平成27年度に在学中の人は最大1年間、平成28年度に進学する人は最大2年間、採用を猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	5	0	0		8
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	6	1	0		10
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(島根県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全て	特例を設けた年度	平成 28 年度採用選考から					
資格要件	1.採用候補者名簿登載者のうち、平成28年4月に大学院又は教職大学院へ進学し、平成30年3月31日までの間に専修免許状を取得見込みの者。 2.採用候補者名簿登録者のうち、現に大学院又は教職大学院に在学中の者で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に専修免許状取得見込みの者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2 年							
特例の内容	1.名簿登載期間を平成30年4月1日までとし、名簿登載期間内での採用延期を認める。 2.名簿登載期間内での採用延期を認める。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2						2
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岡山県・岡山市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	大学院において修学中であり、既に教諭普通免許状を所有している者で、かつ、平成28年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成30年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	3	1	3	1	1	0	9
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	4	2	4	0	1	0	11
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(広島県・広島市)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考と同じ	特例を設けた年度	平成 20 年度採用選考から					
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者名簿登載者であること。 出願時に教育職員免許状を取得していること。 本人の希望によること。 教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等に修学する場合であること。 任命権者にその旨の申し出を行い、許可を得た者であること。 							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	名簿登載期間の1年間延長。							
(補足事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、出願時において、受験する職種・校種・教科の教育職員免許状を取得している者とする。 名簿登載期間を延長する期間は1年以内の範囲で認めるものとし、更新を認めない。 大学院等に修学する場合には、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を含む。ただし、1年間延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとする。 							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	2	1			13
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2	9	5				16
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	3	3	3	2	1		12

(山口県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科等	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	<ol style="list-style-type: none"> 平成28年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 平成30年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。 平成28年度採用候補者のうち、大学院1年生であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 平成29年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。 							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1 年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:					
特例の内容	<ol style="list-style-type: none"> 平成30年度採用候補者名簿に登載する。 平成29年度採用候補者名簿に登載する。 							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	3	4				8
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	5	3	2				10
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(徳島県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小学校教諭		特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から		
資格要件	国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	採用候補者名簿(A)に登載された場合、更新申請を行うことにより、名簿登載の有効期間をさらに1年間延長できる							
(補足事項)	名簿登載期間更新の可否については、個人面接の上で決定する。名簿登載期間の更新を認めるのは若干名とする。更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とし、任用に当たっては大学院修了を条件とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1						1

(愛媛県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小・中・高・特支		特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から		
資格要件	第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程(修士課程に相当する課程を含む。)に在籍しているもの。ただし、平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		年		
特例の内容	本人の申し出により、採用を1年間猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	1	0	0	0	2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	1	1			5
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(高知県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	全校種・全教科		特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から		
資格要件	既に該当の教員免許状を取得していること。 大学院修士課程在籍中で平成29年3月修了予定の人。 平成28年4月に大学院修士課程に進学を予定する大学生。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	資格要件を満たすものが採用候補者名簿に登載された場合、本人の希望により教員としての能力及び資質の向上を目的として、教育委員会にその旨の申し出を行い、許可を得たもの限り、名簿登載期間の延長を行うこと。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1		2				3
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(福岡県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成23年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿登載者のうち、大学院修士課程又は教職大学院専門職学位課程に在籍する者で、受験教科の教員免許状所有者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者であり、受験教科の専修免許状を平成29年3月31日までに取得見込みの者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：0年							
特例の内容	名簿登載の期間を1年間延長する。							
(補足事項)	名簿登載を延長した者について、平成29年3月31日までに受験教科の専修免許状が取得できない場合は、採用候補者名簿から削除する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	2	1				9
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	4	3	2				9
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(佐賀県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成22年度採用選考から					
資格要件	(1) 大学院等進学希望者の場合 専修免許状が取得できる大学院等を平成27年度中に受験する者 (2) 大学院等在籍者の場合 試験区分に応じた専修免許状を取得見込みの者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：2年							
特例の内容	大学院等進学希望者又は大学院等1年生で採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登載期間を延長して修学を保障する。必要と認められる者に対して採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	4	0	0	0	7
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	7	4	2		1		14
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

(長崎県)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集する全校種・全教科	特例を設けた年度	平成22年度採用選考から					
資格要件	教職大学院進学予定者又は教職大学院に在籍する者が、本県の教員採用選考試験に合格した場合。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者：1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者：1年							
特例の内容	名簿登載期間の更新申請を行い、名簿登載の有効期間を更に1年間延長する。							
(補足事項)	名簿登載期間の更新は、次年度に書類及び面接により審査し、決定するものとし、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数		1		1			2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数		1					1
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定		0

(熊本県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・職種・教科等	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	ア 1年間の採用延期の場合(平成27年度大学院修士課程在学者) ・修学継続により、平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了すること。 イ 2年間の採用延期の場合(平成28年度大学院修士課程進学希望者) ・修学希望により、平成30年3月31日までに、大学院修士課程を修了すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	資格要件を全て満たした上で、本人が申請し承認された場合、採用候補者名簿登載期間を相当期間延長する。							
(補足事項)	・名簿登載期間は、承認された期間の範囲内で認めるものとし、更新は認めない。 ・大学院修士課程修了年度内において面接等を行う。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	4	3					7

(大分県)

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全て	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	平成28年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院(以下「大学院修士課程等」という。)での修学を希望する者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。 ア 大学院修士課程等1年に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。 イ 平成28年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1			3			4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	3	3	2	1			9
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(宮崎県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	○受験区分の普通免許状を取得している者。又は平成28年3月末日までに取得見込みの者。 ○教員としての資質及び能力の向上を目的に大学院への進学又は修学継続を希望する者。 ○受験区分の専修免許を取得見込みの者。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:	1	年	受験年度の翌年度から大学院に進学する者:	2	年		
特例の内容	大学院在学者の場合は、名簿登載による1年間の採用延期 大学院進学者の場合は、名簿登載による2年間の採用延期							
(補足事項)	大学院進学者の場合の名簿登載による2年間の採用延期の特例は、平成27年度採用選考から実施。延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、専修免許状を取得できない場合は内定の取消。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	2					3

(さいたま市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・養護・栄養		特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	合格者のうち、該当する校種、教科の免許状を平成28年3月31日までに取得している大学院修士課程1年生及び大学院修士課程進学予定の大学4年生は、本人の申請に基づくさいたま市教育委員会の許可により、採用候補者名簿への登載を延長できるものとする。その場合、取得期限までに、登載校種の教員専修免許状を取得する必要がある。また、教職大学院の教職修士課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとする。								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を延長する。 ・大学院修士課程1年生は、専修免許状取得期限を平成29年3月31日までとし、延長期間は1年間。 ・大学院修士課程進学予定の大学4年生は、専修免許状取得期限を平成30年3月31日までとし、延長期間は2年間。								
(補足事項)									
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2						2	
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数		1					1	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0	

(横浜市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科		特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	教員としての能力及び資質の向上を目的に大学院に進学するため、又は、大学院修学を継続するために、大学院課程終了後の採用を希望する者。ただし、次の1から3の全ての要件を満たす者が対象。 1 原則として平成27年12月28日までに、進学又は修学継続の証明書を提出できる者 2 受験資格に該当する教諭普通免許状を、平成28年3月31日までに取得している者 3 採用の延期期間中に、大学院課程を修了し、受験校種・教科等の専修免許状を取得できる者								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		1	年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	大学院への進学者は2年、大学院の修学継続者は1年間を上限に採用期日を延期する。								
(補足事項)									
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0	

(川崎市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・特別支援学校・養護教諭		特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	・受験校種・職・教科に関する教員普通免許状を平成28年3月31日までに取得していること ・原則として平成28年1月末までに進学先に合格していること ※ 名簿登載猶予期間中に、大学院を修了することが条件								
延長期間	受験年度に大学院在学中の者:		2	年		受験年度の翌年度から大学院に進学する者:		2	年
特例の内容	大学院進学者は2年間、大学院修学継続者は1年間(修学年限が3年制の場合は2年間)を上限に採用期日の延長を認める								
(補足事項)	採用期日の延長を希望する者は、名簿登載後の意向調査の中でその旨を申し出ることになるため、平成28年度採用選考における実施状況は空欄になっています								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計	
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2	
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	4	4		2			10	
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							未定	

(相模原市)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状が取得可能な教職大学院(進学の場合)、教職大学院及び大学院(修学継続の場合)					
対象となる校種・教科	全受験区分・教科等	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	受験区分・教科等に関する教諭普通免許状を平成28年3月31日までに取得していること。教職大学院への進学又は教職大学院及び大学院の修学継続により、受験校種等・教科に関する専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から教職大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	採用候補者名簿登載者(大学推薦特別選考者合格者を除く。)が、「教職大学院への進学」又は「教職大学院在学者若しくは大学院在学者(いずれも1年生に限る)が修学継続」のため、平成28年4月の採用を辞退し、教職大学院又は大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人がその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り、採用期日を延期できるものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	4						4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(京都市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集を行う全区分	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	第2次試験に合格し、合格した校種・教科又は職の専修免許状の取得を目指して大学院に進学すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	2年間(特に必要がある場合3年間)採用を猶予し当該専修免許状の取得を条件として採用する。							
(補足事項)	同様に、第2次試験合格者が、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合に最大2年間採用を猶予する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	6	1	2			10
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数		3		1			4
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	2	1					3

(神戸市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校・高等学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭、幼稚園	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	専修免許状を取得可能な大学院修士課程又は教職大学院の教職修士課程に平成27年度に進学した者、若しくは平成28年度に進学することが平成27年12月31日までに決定している者で、以下の(1)から(4)の全ての要件に該当すること。 (1)一般選考で出願していること。 (2)平成28年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験の第2次選考合格後、大学院在学又は進学を理由として採用の猶予を申し出ること。 (3)平成28年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験で合格した校種、教科と同じ校種、教科の専修免許状を取得すること。 (4)延長する名簿登載期間内に大学院修士課程等を修了し、専修免許状を取得すること。							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 2年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 2年							
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を最大2年間(平成31年3月31日まで)延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(熊本市)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成 28 年度採用選考から					
資格要件	大学院在学中(修士課程1年)の合格者							
延長期間	受験年度に大学院在学中の者: 1 年 受験年度の翌年度から大学院に進学する者: 年							
特例の内容	大学院に修学中の者で、修学を理由に採用延長を希望する者は、修学内容等確認の上、認められた場合は登載期間の延長をすることができる。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(4) その他の特例

(注) 平成28年度受験者の適用者数は、調査日現在で特例を認められた者の数を記載。

(栃木県)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	在学者は国内全ての大学院(教職大学院を含む)。進学者は教職大学院進学者のみ。					
対象となる校種・教科	全校種、教科、科目	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院在学者(教職大学院も含む) ア 平成28年度合格者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。 イ 国内の大学院において修学中であり、既に応募校種・教科の免許を取得している者で平成29年3月31日までに大学院修士課程等を修了し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。 教職大学院進学者 ア 平成28年度合格者が、教職大学院進学を希望する場合。 イ 平成30年3月31日までに教職大学院の教職修士(専門職)を取得し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。							
特例の内容	大学院在学者(教職大学院も含む) 合格の有効期間を平成29年3月31日までとする。(1年間) 教職大学院進学者 合格の有効期間を平成30年3月31日までとする。(2年間)							
(補足事項)	平成28年度栃木県公立学校教員採用試験に合格後、採用延期願を提出。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	1		1		7
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(千葉県・千葉市)

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状が取得できる大学					
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生、又は各相当の普通免許状を有する者で平成28年4月から大学院修士課程に進学予定者 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
特例の内容	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生の者は、平成29年4月1日に名簿登載、また、各相当の普通免許状を有する方で平成28年4月から大学院修士課程に進学する者は、平成30年4月1日に名簿登載 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
(補足事項)	名簿登載猶予なので、採用予定年度の名簿に登載をする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	3	5	6	2			16
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1	6	3				10
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(鳥取県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての試験区分	特例を設けた年度	平成	28	年度採用選考から			
資格要件	平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載者となった者で、国内の大学院への進学、又は国内の大学院での修学継続を希望し、申請した者							
特例の内容	平成28年度に国内の大学院に進学する者は、平成30年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用 平成27年度より国内の大学院で就学中の者は、平成29年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(岡山県・岡山市)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	平成28年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、教職大学院へ進学する場合。							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成31年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	4	1	0	0	0	0	5
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数							0

(香川県)

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部	特例を設けた年度	平成	26	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考試験の合格者で、かつ専修免許状を取得できる大学院修士課程(教職大学院の修士課程を含む。)において修学中であり、既に当該普通免許状(受験した校種、教科・科目等のもの)を所有している者。							
特例の内容	引き続き大学院修士課程等での修学を希望する場合、1年間の採用猶予を申し出ることができる。							
(補足事項)	第2次選考試験に合格後、大学院修士課程等での修学継続を理由として、採用猶予の申出を行い、許可を得る必要がある。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2

(福岡市)

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種、全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	「教職大学院修了者特別選考」のB区分で合格した人							
特例の内容	平成29年度の採用候補者名簿に登載							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成28年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0